

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業実施要領

制定 平成30年2月1日付け29生畜第1023号

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和7年3月31日付け6畜産第3731号

農林水産省畜産局長通知

第1 趣 旨

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業の実施については、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱（平成30年2月1日付け29生畜第1022号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

第3 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施中の事業又は既に終了している事業については、本事業の交付の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省官房長通知）によるものとする。

- 3 補助の対象となる機械・器具・設備等は原則として新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から必要と認められる場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における機械・器具・設備等は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が5年以上であるものに限るものとする。
- 4 既存の機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第4 事業実施主体及び要件

要綱別表1の事業実施主体の欄の「食品事業者又は乳製品製造を行うことが確実な者」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- 1 施設等の管理及び運営に当たり、事業実施主体が適切に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていること。
- 2 事業実施主体において、自己負担分について適正な資金調達及び償還に係る計画が作成されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- 3 次の会社又は個人に該当しないこと。
 - (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び常時使用する従業員の数が300人を超える個人（（2）において「大会社等」という。）
 - (2) その株主又は出資者の総議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が、大会社等の所有に属している者。

第5 採択要件

要綱別表1の採択要件の欄の畜産局長が別に定める要件は、本事業により、地域の生乳需給や集送乳の合理化に支障を来さないことが確実であることとする。

第6 成果目標及び目標年度

要綱第5の畜産局長が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとする。

- 1 成果目標
成果目標は、チーズの製造コストの10%以上の低減又は販売額の10%以上の増加とする。
- 2 目標年度
本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

第7 補助対象経費

1 チーズ製造施設・設備の整備

補助対象経費は、チーズの製造コストの低減又は販売額の増加に必要な次に掲げるチーズ製造施設及び設備の整備並びにこれらと一体的に実施する設備の廃棄に要する経費とする。

また、廃棄に係るチーズ製造設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあつては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

(1) チーズ製造施設

原料乳取扱室、製造室、器具取扱室、熟成室、冷蔵室、包装室、排水・污水处理施設、製品検査室、その他チーズの製造に必要な施設・設備

(2) 設計費等

機械器具設備等の廃棄・整備に係る設計費及び諸経費

2 廃棄設備の残余財産相当額の補填

- (1) 補助対象は、チーズの製造に必要な設備等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該設備等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）並びに定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている設備等は補助対象としない。
- (2) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該チーズ製造施設等において（1）の耐用年数以上に設定されている設備等のうち、（1）に定める要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
- (3) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
- ア （1）又は（2）の設備等（以下「対象設備等」という。）を取得した営業年度（対象廃棄設備の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象設備等の減価償却額は、当該対象設備等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
- イ 本事業により廃棄する設備において、対象設備等と当該対象設備等に関する資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合であっても、本体である当該対象設備等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。
- ウ 対象設備等について、資本的支出がなされ、当該対象設備等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（1）、（2）並びに（3）のア及びイの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

第8 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成等

要綱第7第1項に基づく事業実施計画の作成については、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画の趣旨

チーズの製造施設において、その製造設備の生産性向上を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じた付加価値の高い加工品の生産を支援することにより生乳需要の確保、チーズの高付加価値化及び施設の安定操業等を図ることを主旨とした計画とする。

(2) 事業実施計画の作成

事業実施計画は、あらかじめ、地方自治体等の関係各所と十分な調整、協議を行

った上で、別記様式第1号により作成するものとする。

(3) 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、要綱第7第1項により事業実施計画を承認する場合には、事業実施主体に対し、別記様式第2号により通知するものとする。それ以外の事業実施候補者に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

ただし、畜産局長が別に定める公募要領により選定された者が、当該公募要領により作成した事業実施計画については、要綱第7第1項の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

なお、事業の範囲が複数の都道府県にわたり、管轄する地方農政局長等が複数ある場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、関係する都道府県を管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1に準じて行うものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減又は補助金の増額を伴う事業費の増額
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 成果目標の変更
- (5) その他地方農政局長等が重要と認める場合

3 事業の着手・着工

本事業の着手・着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じ、本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、補助金の交付決定前に本事業の着手・着工を行うことができるものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定を受けるまでの間に生じた一切の損失について、自己の責めに帰することを了知した上で、本事業の着手・着工を行うものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、事業実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、設置目的に即し運用されることが確保される場合に限り、当該施設等の管理運営を委託することができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理運

営を委託している場合には、当該管理運営主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用の状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第9 事業費の低減等

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

2 費用対効果分析

本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。

3 2の費用対効果分析は、畜産局長が別に定める場合を除き、「強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3農産第2896号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）を準用して定量的に分析を行うこととする。本事業は、事業による施設及び設備に係る全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合にのみ、実施するものとする。

第10 事業実施状況の報告

要綱第7の事業実施状況の報告については、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体は、本事業の完了年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第3号により、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

2 1により報告を受けた地方農政局長等は、その内容を検討し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が遅れていると判断する場合等には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第11 事業実施結果の評価

要綱第5に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、事業実施計画書の目標年度の翌年度において、当該計画書に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を別記様式第5号により評価し、その結果を畜産局長に通知するものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

(3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われておらず、かつ、別記様式第4号に十分な改善計画が記載されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、延長した目標年度の翌年度の7月末日までに、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第12 調査、報告及び指導

地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、または指導することができるものとする。

第13 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等について、正当な理由がないにもかかわらず事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されておらず、改善の見込みがないと認める場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第14 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

附 則

本要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 改正前のこの要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月27日から施行する。
- 2 改正前のこの要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月9日から施行する。
- 2 改正前のこの要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月6日から施行する。
- 2 改正前のこの要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月19日から施行する。
- 2 改正前のこの要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 改正前のこの要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 改正前のこの要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業実施計画の承認(変更)
申請について

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱(平成30年2月1
日付け29生畜第1022号農林水産事務次官依命通知)第9に基づき、関係書類を添えて
(変更)承認申請します。

(注)関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業
事業実施計画書

事業実施年度： 年度(年目)

都道府県・市町村名：

取組主体名：
代 表 者：

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業
事業実施計画

1 事業実施主体の情報

事業実施主体名		代表者氏名		電話番号	
住所	〒 ー				

2 目的

--

3 取組内容

--

4 製造施設の概要

(現状：○年○月時点)

生乳取扱量 (トン/日)	製造品目・ 年間製造量					従業員数 (人)	年間製造経費 (千円)	年間製造経費 (千円)/年 間製造量 (t)	年間販売額 (千円)
	(例) 白カビ								
	〇〇トン								

(目標：○年)

	チーズ向け生 乳処理量 (トン/日)	製造品目・ 年間製造量					従業員数 (人)	年間製造経費 (千円)	年間製造経費(千円) /年間製造量(t)		年間販売額 (千円)	
中間目標 (○年度)		(例) 白カビ								()		()
		〇〇トン										
目標 (○年度)		(例) 白カビ								()		()
		〇〇トン										

注：「目標」は、事業実施年度から3年度以内とする。

(1) 総括表

(2) 内訳

イ 設備導入・廃棄計画

[illegible]

(3) 補助残融資担保（(2)イの補助残融資担保に該当する施設について記載）

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

6 事業完了（予定）年月日 年 月 日

7 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較		備考
			増	△減	
合計					

- 注： 1 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。
2 適宜、行を追加して記入すること。

8 添付書類（添付書類名に○を付すこと。）

- ・事業主体の定款、規約
- ・直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し
- ・事業実施主体におけるこれまでのチーズ製造経験が分かる書類（職務経験、製造品の受賞歴等）
- ・施設の規模決定に関する資料
- ・概算設計書
- ・施設設計図
- ・販売計画等
- ・施設規模に関する資料
- ・保有財産に関する書類
- ・残余財産価額に関する書類

- ・融資契約書、融資申請書等の写し
- ・費用対効果分析
- ・施設・設備の収支計画書
- ・施設・設備の管理運営規程等
- ・その他（

別記様式第2号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

〇〇農政局長
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業の事業実施計画の
承認について

〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあつた件について審査の結果、承認された^{※1}のでここに通知します。

なお、後日、貴〇〇に対し割当内示をするので、これに基づき進められるようお願いします。^{※2}

※1：承認されなかつた者に対しては、「承認されなかつた」と記入。

2：事業実施計画が承認された者に対し記入。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業の実施状況報告（ 年度）

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱（平成30年2月1日
付け29生畜第1022号農林水産事務次官依命通知）第7の規定により別添のとおり報告す

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業 実施状況報告書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

取組主体名：
代 表 者

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業
実施状況報告書

(現況値 (事業実施前) : ○年○月時点)

生乳取扱量 (トン/日)	製造品目・ 年間製造量					従業員数 (人)	年間製造経費 (千円)	年間製造経費 (千円)/年 間製造量 (t)	年間販売額 (千円)
	(例) 白カビ								
	〇〇トン								

(目標 : ○年)

	チーズ向け生 乳処理量 (トン/日)	製造品目・ 年間製造量					従業員数 (人)	年間製造経費 (千円)	年間製造経費 (千円) /年間製造量 (t)		年間販売額 (千円)	
中間目標 (○年度)		(例) 白カビ								()		()
		〇〇トン										
目標 (○年度)		(例) 白カビ								()		()
		〇〇トン										

注 : () には対現況値比を記入すること

(現状値 : ○年)

	チーズ向け生 乳処理量 (トン/日)	製造品目・ 年間製造量					従業員数 (人)	年間製造経費 (千円)	年間製造経費 (千円) /年間製造量 (t)		年間販売額 (千円)	
現状値 (○年度)		(例) 白カビ								()		()
		〇〇トン										

注 : () には対現況値比を記入すること

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業の評価報告

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱（平成30年2月1日
付け29生畜第1022号農林水産事務次官依命通知）第5の規定により別添のとおり報告す

- 注1：関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2：必要に応じて、事業実施状況報告書を添付すること。

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業に関する事業評価シート

- 1 事業実施主体名：
- 2 事業実施期間：〇年 ～ 〇年
- 3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 事業内容

5 成果目標の達成状況

	生乳取扱量 (トン／日)	製造品目・ 年間製造量	年間製造経費 (千円)	年間製造経費(千円) /年間製造量(トン)		年間販売額 (千円)		備考
現況値 (〇年度)		(例) 白カビ			()		()	
		〇〇トン						
目標値 (〇年度)					()		()	
実績 (〇年度)					()		()	

注：（ ）には対現況値比を記入すること

6 取組の総評

7 評価

- A ：目標以上の成果を達成
- B ：おおむね目標どおりの成果を達成
- C ：目標未達
- 注：A～Cのいずれかに○を付けること。

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善の方策（必要がある場合）を含めて記載すること。
必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

別記様式第 5 号

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業の事業評価票

- 1 事業実施主体名：
- 2 事業実施期間：○年 ～ ○年
- 3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 事業内容

5 成果目標の達成状況

	生乳取扱量 (トン／ 日)	製造品目・ 年間製造量		年間製造経 費 (千円)	年間製造経費 (千円) / 年間製 造量 (トン)	対現況比	年間販売 額 (千円)	対現況比	備考
現況値 (○年度)									
目標値 (○年度)									
実績 (○年度)									

6 地方農政局長等の総合所見

注：1～5については、事業実施主体から提出された別記様式第4号の写しの添付すれば記載は省略できることとする。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業（〇年度）における改善計画について

〇年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業において、当初の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の実施及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
注：改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。
- 4 改善方策
注：問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。
- 5 改善計画を実施するための推進体制